

小規模事業場の事業者・労働者の皆さまへ  
**瀬戸地域産業保健センター**

**ご案内**

地域産業保健センターでは、国の委託を受け、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者及び労働者を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で行っております。



**応援します、職場のいきいき健康**

## 事業主の方へ



\*以下のサービスを無料で受けられます。

### ① 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取

労働安全衛生法に定められている健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、その健康を保持するために必要な措置について医師から意見を聴くことができます。

### ② 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

労働安全衛生法に定められている健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常の所見があった労働者に対し、医師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報の提供などを行います。

### ③ メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

メンタルヘルス不調を感じている労働者に対し、医師による相談・指導を行い、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行います。

### ④ 長時間労働者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及び労働者に対し、疲労の蓄積状況の確認など医師による面接指導を行います。



### ① 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取

### ④ 長時間労働者に対する面接指導 (対象者から申し出があった場合)

の実施は、労働安全衛生法により事業者には**義務**付けられています。

## 労働者の方へ



\*以下のサービスを無料で受けられます。

- ① **脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導**  
職場で実施した健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常の所見があったときは、医師による日常生活面での指導などを受けることができます。
- ② **メンタルヘルス不調に関する相談・指導**  
こころの健康に不安を感じているときは、医師に相談することができます。
- ③ **長時間労働者による疲労や健康不安に関する面接指導**  
時間外労働が長時間に及び、疲労が蓄積したときは、医師の面接指導を受けることができます。

## 地域産業保健センターのご利用にあたって

各サービスのご利用にあたっては、地域産業保健センターへの**事前の申し込み**が必要です。なお、同じ労働者が2回以上利用するときは、利用できない場合があります。

### 瀬戸地域産業保健センター

月曜日～金曜日（除く祝日、年末年始）

9:00～12:00 13:00～17:00

〒489-0929 瀬戸市西長根町10番地（瀬戸旭医師会館内）※裏表紙にて地図掲載

TEL. (0561) 84-1139 FAX. (0561) 84-5776

